

## 特集：改正健康増進法—変わる受動喫煙対策—

## ＜総説＞

## 改正健康増進法で求められる飲食店の対策について

伊藤ゆり

大阪医科大学研究支援センター医療統計室

Action for restaurants and bars required  
by the revised Health Promotion Act

ITO Yuri

Department of Medical Statistics, Research and Development Center, Osaka Medical College

## 抄録

2020年4月に改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例が施行となり、東京都では約8割以上、他の地域では約半数の飲食店において、屋内完全禁煙または喫煙専用室を設置した完全分煙に移行する対象となる。WHOのたばこ規制枠組条約（FCTC）の基準に比べると日本の改正健康増進法や東京都・大阪府受動喫煙防止条例における飲食店の受動喫煙規制は厳しくないと批判される。喫煙専用室や飲食可能な加熱式たばこ喫煙専用室の設置を許容しているためである。

FCTC批准国においては2018年12月時点で約半数が屋内完全禁煙にする法律が国レベルで施行されている。諸外国においては日本よりも先行して法規制がなされたが、その遵守状況や国民の反応は良好であった。アイルランドでは法施行半年後の遵守状況が94%と高く、国民にとっても法施行がなされた2004年の重大な出来事として記憶された。日本では法施行前のデータであるが、飲食店における受動喫煙の機会は70%以上に上り、病院・診療所に次いで禁煙化を望む声が多かった。特に若年層にとっては職場の宴会が喫煙可能店での開催する点が参加へのハードルとなっていることも明らかとなった。一般住民は諸外国でも日本でも飲食店における受動喫煙に対する法規制に対しては歓迎していることが示された。

一方、法案が出たころから、飲食関係の業界団体からは「反対」の意見が出された。東京都や大阪府が実施した飲食店を対象とした調査では、意見は分かれており、法規制に前向きな意見も半数近くあった。このような状況下での法施行により、経過措置対象である飲食店においても禁煙化に踏み切れるように、先行して禁煙化した飲食店の声をまとめた。禁煙化のメリットや喫煙者への対応、新型たばこの扱いなどを共有し、禁煙化の後押しになるように、Webおよび冊子発行により情報発信した。

法施行後の課題としては遵守状況の確認や店舗外での喫煙に関する近隣トラブルや路上喫煙との関係などがあげられる。また将来的にFCTCの基準に進めていく上で、喫煙室を設置した店に対する撤去費用の負担などが考えられる。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、飲食店にとって厳しい情勢下であるが、肺炎重症化を防ぐ上でも、飲食店の受動喫煙防止の姿勢を強化してほしい。

キーワード：改正健康増進法、飲食店、受動喫煙対策

連絡先：伊藤ゆり

〒569-8686 大阪府高槻市大学町2番7号

2-7 Daigakumachi, Takatsuki, Osaka 569-8686, Japan.

Tel: 072-683-1221 (内線: 3954) 072-684-7255 (直通)

E-mail: yuri-ito@osaka-med.ac.jp

[令和2年3月30日受理]

## Abstract

In April 2020, the Revised Health Promotion Act and the Tokyo Metropolitan Ordinance to Prevent Exposure to Second-Hand Smoke were enacted. In Japan, 50% of restaurants and bars, with over 80% of them in Tokyo, will be asked to forbid indoor smoking. It is criticized that the Act and Ordinance are not so strict as compared to the Framework Convention on Tobacco Control (FCTC) of WHO, because those permitted to install smoking rooms inside in Japan.

About half of the member countries of the FCTC had the smoke-free legislation for restaurants and bars in December 2018. In many countries that started the smoke-free legislation for restaurants and bars before Japan, the compliance and acceptance by the general population were good. In Ireland, where smoke-free legislation was started in 2004, the compliance of restaurants and bars was 94% after six months. Irish people's response to the legislation was big news in 2004. In Japan, according to the survey before the enforcement of the Act and Ordinance, over 70% of the general population experienced second-hand smoke at restaurants or bars, and desired to stop it. For the young generation, it was a hurdle to attend an official party at a smoking restaurant. Most of the general population welcomed the smoke-free legislation in Japan and other countries.

On the other hand, some restaurant and bar organizations opposed the legislation in Japan. According to a survey of restaurants and bars in Tokyo and Osaka, about half agreed to the legislation. Under such a situation, we summarized a "response" from restaurants and bars that had started non-smoking before the legislation. Positive aspects of non-smoking, ways to deal with smokers and new tobacco products are shown in the booklet to boost for restaurants and bars.

We have some issues such as compliance and outdoor smoking after the non-smoking legislation in Japan. In addition, the cost for the removal of smoking rooms should be considered, because the Act and Ordinance allowed their installation. At the moment, although it is a very difficult time for restaurants and bars due to COVID-19, I hope that many of them start a smoke-free environment in order to avoid severe pneumonia.

**keywords:** revised Health Promotion Act, restaurants and bars, control of second-hand smoke exposure  
(accepted for publication, March 30, 2020)

## I. はじめに

2020年4月に改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例が施行となり、東京都では約8割以上、他の地域では約半数の飲食店において、屋内完全禁煙または喫煙専用室を設置した完全分煙に移行する対象となる。対象外の店舗であっても、喫煙可能な店舗は届け出が必要となり、未成年の立ち入りが禁じられるため、自主的に屋内完全禁煙に移行する飲食店も増える可能性があるが、地域間において格差が生じると予想される。

飲食店にとっては、喫煙可能店舗から禁煙に変更することによる売り上げの低下・顧客離れが最も大きな不安となっている。2020年2～3月に生じた新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会合の自粛により、飲食店の売り上げは低下している中、4月以降の飲食店の受動喫煙対策の動向が懸念される。

## II. 飲食店に対する各種法規制の概要

2020年4月から施行された改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例と段階的に施行される大阪府受動喫煙防止条例、世界保健機構のたばこ規制枠組み条約 (Frame-

work Convention on Tobacco Control: FCTC) の飲食店における受動喫煙に対する規制について表1に示した。左から順に規制対象が厳しくなっている。日本の規制の特徴としては、喫煙室の設置や加熱式たばこへの許容があげられる。これは法や条例が成立する際にかなり議論となった点で、たばこ対策にかかわる専門家からは「国際基準に外れる」「中途半端である」という批判も出された。

法規制を遵守しなかった場合、まず、都道府県知事からの指導が行われる。繰り返しの指導により改善が見られなかった場合に、当該施設の公表や勧告・命令がなされる。それでも改善されない場合に、過料(罰金)が徴収されるという流れである。違反、即罰金というわけではないため、行政の担当課としてはどの程度遵守されるのが不安材料であるだろう。また、違反については、住民からのメールや電話等による「通報」の仕組みに頼らざるを得ないという。

## III. 法規制の諸外国における状況

世界保健機構が発行する最新のMPOWER・2018年版によれば、FCTC批准195か国の飲食店(レストラン、パブとバー)の2018年12月現在の受動喫煙防止に関する

表 1 飲食店に対する受動喫煙に対する法規制

|           | 改正健康増進法                     | 大阪府受動喫煙防止条例                               | 東京都受動喫煙防止条例   | FCTCたばこ規制枠組み条約                      |
|-----------|-----------------------------|---|---------------|-------------------------------------|
| 施行時期      | 2020年4月                     | ①2020年4月<br>②2022年4月<br>③2025年4月          | 2020年4月       | 2005年                               |
| 屋内完全禁煙の対象 | 原則屋内禁煙                      |   |               | 飲食店を含む全ての職場                         |
|           | 客席面積100㎡超(約45%)             | ①客席面積100㎡超<br>②従業員のいる店(努力義務)<br>③客席面積30㎡超 | 従業員のいる店(約84%) |                                     |
| 経過措置      | 個人または資本金5000万円以下で客席面積100㎡以下 | 府既存特定飲食提供施設<br>客席面積30㎡以下                  | 従業員を雇っていない店   | なし                                  |
| 店舗内喫煙専用室  | 設置可                         |   |               | 換気や空気清浄装置を用いた喫煙室などの工学的な対策では不十分として不可 |
| 加熱式たばこの扱い | 飲食可能な喫煙室(加熱式たばこ専用の喫煙室)で可    |   |               | 加熱式たばこも規制対象                         |

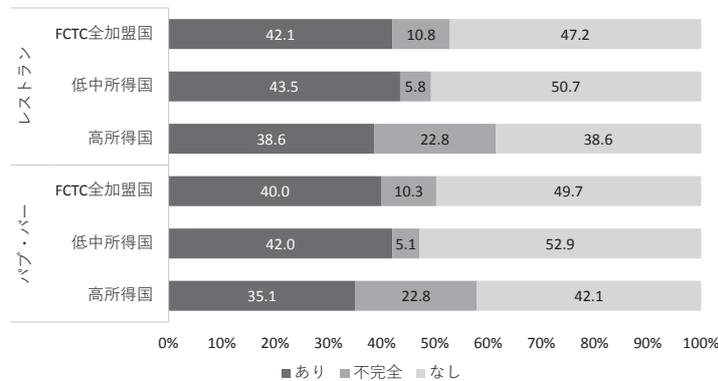


図 1 FCTC批准195か国の飲食店（レストラン、パブとバー）における受動喫煙防止に関する法規制 (Smoke-free legislation) : MPOWER 2018より

法規制 (Smoke-free legislation) の有無は図 1 のようになっており、不完全なものを含めると約53%がレストランについて、約50%がパブ・バーについても屋内完全禁煙にする法律が施行されている。高所得国 (High-income countries) に限るとこの割合はそれぞれ約61%、約58%となる。この集計時において、日本は飲食店における受動喫煙防止に関する法規制はなしに分類されている[1]。

MPOWER・2008年版の発行された頃は、いくつかの高所得国の一部が先進的に国全体で飲食店における受動喫煙防止の法規制を実施し始めたところであった。飲食店を含む受動喫煙防止の法規制が施行された国や地域における一般住民の多数が法施行に賛成していた。ニュージーランドでは69% (うち喫煙者の3分の2)、ニューヨーク市やカリフォルニア州では、80%弱、アイルランドでは90%以上、ウルグアイでは80%が、バーやレストランにおける完全禁煙の法律を支持した[2]。

その当時から、先行して法施行した一部地域におけるデータを用いた研究結果より、飲食店における受動喫煙防止の法規制は経営における負の作用がないことが示されていたが、2004年に世界で初めてアイルランドにおい

て国全体で飲食店における受動喫煙防止の法規制を施行する際には、たばこ産業は、喫煙はパブ文化の一部であり、法規制によりパブ経営者に不利な状況を与えると論じ、パブ経営者たちも大きく抵抗していた。また、そのコンプライアンスについても案じる声があった。しかし、Office of Tobacco Controlの報告によれば、法施行の6か月後の調査によれば94%の店舗が受動喫煙防止を遵守していたという。コンプライアンスに関する電話による通報は最初の一か月に1524件と多かったが、6か月後には145件まで減少した。パブの売り上げに関しては、法施行前からの利用客や売り上げの減少があり、法施行後も減少していたが、半年後の3か月間は増加に転じた。アイルランド国民にとってパブを含むすべての飲食店における禁煙化は2004年の最も重要な出来事として記憶されたという[3]。

2006年に飲食店の全面禁煙が法施行した香港において、法施行前に一般住民への調査を行っており、68.9%が全面禁煙の法律を支持していた[4]。

#### IV. 法規制に対する国民の反応

日本における受動喫煙防止に関しての国民の反応は、各種調査によって報告されている。国民生活基礎調査によれば、2003年には70.9%の人が1か月以内に飲食店で受動喫煙の機会を有していたが、2017年には42.4%まで減少した[5]。一方、東京都の調査では1年間に飲食店で受動喫煙の機会を有した人は2018年では77.3%であり、2016年の73.6%よりやや上昇していた。また、若年層ほど飲食店において受動喫煙にあった割合は高かった。また都民が受動喫煙の防止を望む施設は病院・診療所の75.4%に次いで飲食店が73.8%と高かった[6]。

大阪府において2012年の調査では74.3%の人がスナックやバー等子どもの利用が想定されていない飲食店においても全面的に禁煙にする方が望ましいと回答している[7]。

2018年に日本医療政策機構が実施したインターネットによる世論調査では61%の人が飲食店での受動喫煙を経験しており、58.1%が喫煙可能な飲食店への入店を避けると回答した。分煙であっても25.1%の人が入店を避けると回答した[8]。

株式会社リクルートライフスタイル・Hot Pepper外食総研が実施した法施行前の飲食店での喫煙・禁煙に関する消費者意識の変化についてのアンケート調査では、飲食店を選ぶ際に「禁煙にこだわる」人が56.9%と過半数を超えた。回答者の喫煙習慣別では全体の17.0%を占める喫煙習慣のある回答者では、「喫煙にこだわる」人が40.7%であったが、83.0%を占める非喫煙の回答者では「禁煙にこだわる」人が67.3%と高い割合を示した。興味深いのは、これまで「会社・仕事関係」の宴会・飲み会について、喫煙を気にして参加をためらったことがあるか、という設問で、16.1%の回答者が「参加をためらったことがある」と回答している。20~40代の女性に限ると20%近い回答があった。改正健康増進法の施行後である2020年4月以降についての参加意向についての設問では、そのうちの約3分の2の回答者が「今後は参加したいと思う」と回答していた。飲食店にとって会社の宴会は「大口の顧客」であるため、禁煙化に伴う団体客の増減が気になる場所であるが、消費者にとってはむしろポジティブな作用があることがわかった。

上記の各種調査報告より、喫煙率が男女計で20%を切った現在の日本において、飲食店の全面禁煙化は多くの国民には歓迎されていることがわかる。

#### V. 法規制に対する飲食店の反応

国民の歓迎ムードとは対照的に飲食店にかかわる各種団体は改正健康増進法の策定に際し、大きく反発した。2017年に東京都が実施した飲食店を対象としたアンケート調査[6]では、この時点で改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例の具体的な規制内容については決定

されていなかったが、国の法律による全国的な規制について、「法律による規制がある方が良い」と回答した店舗は47.5%で、「法律による規制はしてほしくない」と回答した46.0%をわずかに上回った。また、「罰則付き法律を制定する」に対しては51.0%、「適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」と回答したのは20.1%で、合わせて7割以上の店舗が「罰則付きの法律の制定」に賛同していた。東京都や区市町村の条例による独自の規制についても「条例による規制がある方が良い」と回答したのは50.4%であり、「条例による規制はしてほしくない」と回答した42.3%を若干上回った。罰則に関しては国の法律と同様、7割の店舗が賛同した。望ましい規制内容としては、「喫煙可、分煙、禁煙はお店が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化」と回答したのは29.7%で最も多かったが、次いで、「建物内禁煙（喫煙室設置不可）を義務化」と22.5%が回答した。飲食店業界の団体として、反対や反発を表明していたが、この調査に回答した東京都の飲食店では、比較的法規制に対し前向きに考えている店舗も多く、大多数が反対、というわけではないことが分かった。また、法規制により建物内禁煙または建物内完全分煙の義務化による店舗経営の影響についても「売上げが減少する」と回答したのは24.2%にとどまり、36.2%は売上に影響はないと回答していた[6]。

大阪府においても2018年に飲食店を対象とした調査が実施された[9]。設問は東京都の調査とは異なり、法規制に対する回答は自由記載であったが、自由記載欄に何らかの記載があった457店舗中、181店舗（39.6%、全回答者の14.2%）が屋内禁煙に対して賛同する意見を示し、最も多かった。東京都の調査に回答した店舗は44.7%が店内を全面禁煙にしていたが、大阪府の調査に回答した店舗ですでに全面禁煙にしていたのは25.1%であった[9]。東京都の条例は2020年4月に施行されるが、大阪府の法施行は2025年であるため、改正健康増進法施行後の飲食店における受動喫煙対策の状況についても、地域間で差が開く可能性がある。

著者が運営する「屋内完全禁煙の飲食店を応援するサイトQuemlin【ケムラン】」は、一般住民のボランティアが特派員として、完全禁煙の飲食店を登録するサイトであり、法施行に先んじて受動喫煙対策を講じている飲食店への各種聞き取りを行っている[10,11]。改正健康増進法の規制内容が議論され始めた2016年頃から、喫煙可能店から禁煙店に移行する店舗が増えつつある感触がある。メディアなどの報道により、飲食店の経営者は「時代は禁煙化」、「非喫煙者が8割を占めるので、売上げを考えたら禁煙がベター」など、法施行を待たずに禁煙化に踏み切る店舗は少なくない。また、2020年4月に法施行を控え、半年前の2019年10月や年が変わった2020年1月に禁煙に移行した店も増えつつある。「喫煙可能店舗」としての登録の煩わしさや喫煙室の設置が困難である、未成年の入店への制限などが、喫煙可能店を継続

するハードルとなり、「禁煙化」に移行する店舗が少なくないためであると推察する。

## VI. 飲食店への禁煙化の後押し

表1でまとめたように、日本では2020年4月以降、原則屋内禁煙であるものの東京都以外の地域では約半数以上の店舗が該当する「経過措置」が存在する。日本たばこの広告では、原則屋内禁煙の文字が非常に小さく印字され、「このようなお店では喫煙可能です」と経過措置対象店や喫煙専用室、加熱式たばこ喫煙専用室の設置に対するPRが多くなされた。そのような状況下で、上述のように禁煙に踏み切る飲食店を増やすためにも、法施行に先立って禁煙にした飲食店にインタビューを行い、飲食店禁煙化のメリットや課題への対応について冊子をまとめて、発行した(図2)[12]。

禁煙にしたきっかけとしては「店主、家族の体調不良」や「客同士のトラブル」が多い。禁煙にしたことで、店主・従業員・家族の体調がよくなった、味覚を失わずに済んだ、などの声が聞かれた。禁煙にしたメリットとしては「客単価があがった」「掃除が楽になった」「アルバイトが志願してきた」などの点が挙げられた。禁煙化の告知方法としては「行政からの指導により」という文言を使用したり「事前に貼り紙」という周知方法を用いたりしていた。経過措置の対象店舗であっても法施行はまさに客に受け入れられる禁煙化の理由となるだろう。

喫煙者に対する対処方法も禁煙に移行する飲食店の悩みの種である。トイレなどの死角で勝手に吸ってしまう客への対応として、おしゃれな禁煙マークを設置するな

どの工夫も見られた。店舗外での喫煙場所に案内する、携帯灰皿を貸し出すなどの工夫もあった。加熱式たばこや電子タバコなどの新型たばこはたばこではないでしょう?と喫煙してしまう客や、禁煙店へのたばこ会社からの営業(新型たばこは臭くないですよ、害がないですよという内容)が多い。いったんは新型たばこを可能とした禁煙飲食店でも客同士のトラブルや健康リスクやおいの問題から、再び新型たばこも含めた禁煙にする店も少なくない。喫煙可能であった飲食店が禁煙に踏み切った際のノウハウを共有することで、経過措置対象の店舗であっても禁煙化に踏み切る店舗が増加してほしい。

## VII. 法施行後の課題

2020年4月に改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が施行され、東京では約85%、それ以外の地域でも約50%程度の飲食店が屋内完全禁煙の規制対象となり、対象外であっても「原則屋内禁煙」に則って禁煙化に移行する店舗が多くなるが、「路上喫煙防止」に関連する日本特有の課題がある。屋内完全禁煙が進んだ諸外国では、店舗の外の屋外スペースでの喫煙が可能であった。しかし、日本では多くに地域において、「路上喫煙禁止区域」が設定されており、店舗の外のスペースで喫煙をさせることができない、という問題がある。このハードルが「屋内禁煙化」に踏み切れない理由として掲げる店舗も少なくない。喫煙したい顧客に対し、店先での喫煙は条例により認められない際の対応策としては近隣の喫煙所を案内するなどの工夫をする店が多いが、近隣にそのような喫煙所が設置されていない場合も少なくない。

Quemlin

### Q2. 禁煙にしてよかった?

禁煙にしてからこだわりのお酒で客単価UP!

わっちあい  
中野区中野

大阪・天満の焼鳥店です。喫煙可能だった頃は、カウンター席で喉の方で吸っているとむねに刺さってしまってお客様もいました。

禁煙にしてからは日本酒やワインなど、こだわりのお酒を置くようになりました。自然と客単価も上がりました。従業員も仕事後の整や服についてタバコのおいさを気にしていましたが、それがなくなったので、喜んでくれていました。

<https://quemlin.com/detail/16-1>



香りを大切にできる、掃除が楽に

めろろDIN  
東京都中央区

神田にある日本酒とアテが楽しめる20席ほどのお店。ガラス張りの店内にはお肉の食材と日本酒とのマリージュを楽しめる大人気です。

日本酒に慣らず、美味しいものを食べたいのに「吸い」は大変な苦痛。店に入った時から心地よく、出汁や魚を煮いた香りがダイレクトにお客さまに伝わります。たばこを吸わない方々からは「こういうお店を探していたんですよ」と喜びの声を頂戴いただきました。店内が汚れないというのも大きなメリットですね。

<https://quemlin.com/detail/16-122>



アルバイトが志願してきた

まちかど  
大阪府東淀川区

大阪、北浜のオフィス街にあった鉄板・串焼専門店。お好み焼きや鉄板串焼が楽しめる人気店。

お客様同士のトラブルがきっかけで禁煙に踏み切りました。アルバイト募集の際、「禁煙のお店です」と記載したところ、「禁煙なら働きたい」とアルバイトに応募してくれた人がいました。人材確保が難しい飲食店業界ではありがたいことです。

[https://quemlin.com/practice/p1801\\_1\\_022018](https://quemlin.com/practice/p1801_1_022018)



Quemlin

### Q5. 新型たばこへの対処はどうしていますか?

たばこ会社の営業への対応

イタリヤのリエコロチェ  
大阪府東区

<https://quemlin.com/detail/16-80>

禁煙でオープンしたイタリアンのお店です。ある日たばこ会社の営業が来て、目の前で加熱式たばこを吸って、「あまり臭くないでしょうか?お客さんに配ってください」と、たくさんのサンプルを差し出した。しばらく加熱式は吸って見せてあげたが、悪臭を嗅ぐ人はいなかった。チームの仲間から加熱式たばこも健康を害するので、不可であるという条件を受けて、その場で加熱式たばこも含めた全面禁煙にしました。



お問い合わせ、完全禁煙へ

しざつ  
大阪府東区

<https://quemlin.com/detail/16-122>

クラフトビールの専門店です。オープン時は喫煙可能。その後、禁煙店として営業していましたが、加熱式たばこが発売された2016年、たばこ会社の営業が来て、たくさんの販促品を置いてきました。臭いが少ないというので、一晩吸、加熱式たばこのみ可としていましたが、臭いや喫煙マナーがなくなり、再び完全禁煙にしました。



図2 飲食店の禁煙化を後押しする冊子(一部抜粋)

また、仮に、店先の路上において喫煙が可能であっても、近隣住民とのトラブルになることもあり、店先での喫煙自体を禁じている禁煙の飲食店もある。法施行後、各店舗に求められる新たな課題としては喫煙者への対応という問題がある。

喫煙専用室に関しても課題がある。設置を希望する飲食店に対し、自治体によっては多額の費用を助成している。現行の法律や条例では移行措置として、喫煙専用室の設置が認められているが、たばこ規制枠組条約の条件において、このような喫煙専用室の設置に対しては、受動喫煙を防止できないとされている。そのため、喫煙専用室の設備はいずれ法的にも認められないものになる可能性がある。その際の撤去費用に関しても、自治体は助成する必要が生じてくる。また、大手チェーン店などは自主的に数百万円の費用をかけて喫煙専用室を設置していることもあり、今後の法改正時に大きな反発を受ける可能性がある。

法律・条例の遵守状況を確認するインフラも十分には整っていない。各自治体ではコールセンターやWeb・メールなどの窓口を設置し、違反している店舗の通報を一般市民から収集する。しかし、すぐに営業停止というわけではなく、幾度かの「注意」を経て改善が見られない場合に、罰金等の法的措置が取られるという。そのような状況下で、飲食店がどの程度、法律・条例を遵守するかどうか、今のところはわからない。一部の自治体では、業者による店舗表示などの監視を予定しているところもある。施行後、各自治体の成功事例をシェアすることで、全国的にコンプライアンスを高める必要がある。その際には一般住民の参画が大きなキーとなりうる。

## VIII. おわりに

本原稿は、2020年3月に執筆しており、まさに新型コロナウイルスの感染拡大の真っただ中である。飲食店では前月に比べ約4割程度の売上げが減少したと報告する調査もあり、法施行前に業界全体におけるダメージの大きい状況が続いている。本人の喫煙や受動喫煙が肺炎の重症化に影響を与えることもあるため、新型コロナウイルスによる飲食店の経営悪化が、「禁煙化」に対する障壁にならないことを祈りつつ、4月以降の動向に注目したい。

飲食店の経営者には従業員や客の健康を守る環境を作るためにも、「原則屋内禁煙」のルールを遵守してほしいと思う。

## 謝辞

インタビューに協力くださった飲食店の皆様、ケムランにご協力いただいたボランティアの特派員の皆様、運営委員の皆様に感謝申し上げます。

## 文献

- [1] World Health Organization. WHO report on the global tobacco epidemic, 2019. The MPOWER package. [https://www.who.int/tobacco/global\\_report/en/](https://www.who.int/tobacco/global_report/en/) (accessed 2020-03-27)
- [2] World Health Organization. WHO report on the global tobacco epidemic, 2008. The MPOWER package. [https://www.who.int/tobacco/mpower/gtcr\\_download/en/](https://www.who.int/tobacco/mpower/gtcr_download/en/) (accessed 2020-03-27)
- [3] Howell F. Smoke-free bars in Ireland: a runaway success. *Tob Control*. 2005;14(2):73-74.
- [4] Lam TH, et al. Public opinion on smoke-free policies in restaurants and predicted effect on patronage in Hong Kong. *Tob Control*. 2002;11(3):195-200.
- [5] 厚生労働省. 平成29年国民健康・栄養調査結果の概要. [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177189\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177189_00001.html) (accessed 2020-03-27)  
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Heisei 29 nen kokumin kenko/eiyo chosa kekka no gaiyo.] [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177189\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177189_00001.html) (in Japanese) (accessed 2020-03-27)
- [6] 東京都福祉保健局. 平成29年度受動喫煙に関する都民の意識調査報告書. <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/sanko/citizen/conclusion29.html> (accessed 2020-03-27)  
Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. [Heisei 29 nendo judo kitsuen ni kansuru tomin no ishiki chosa hokoku.] <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/sanko/citizen/conclusion29.html> (in Japanese) (accessed 2020-03-27)
- [7] 大阪府企画室政策マーケティング・リサーチ・チーム. 大阪府クイック・サーチ(おおさかQネット)「たばこ」に関するアンケート. 2012. <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2012.html> (accessed 2020-03-27)  
Seisaku Marketing Research Team, Osaka Prefectural Government. [Osakafu quick search (Osaka Q net) "tobacco" ni kansuru questionnaire.2012.] <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2012.html> (in Japanese) (accessed 2020-03-27)
- [8] 日本医療政策機構. 2018年日本の医療に関する世論調査. <https://hgpi.org/research/hc-survey-2018.html> (accessed 2020-03-27)  
Health and Global Policy Institute. [2018 nen Nihon no iryo ni kansuru yoron chosa.] <https://hgpi.org/research/hc-survey-2018.html> (in Japanese) (accessed 2020-03-27)
- [9] 大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課. 飲食店の受動喫煙防止対策実態調査報告(最終). 2018. Kenkozukurika, Hoken Iryoshitsu, Kenko Iryobu,

- Osaka Prefectural Government. [Inshokuten no judo kitsuen boshi taisaku jittai chosa hokoku (saishu).] 2018. (in Japanese)
- [10] 屋内完全禁煙の飲食店を応援する会. 屋内完全禁煙の飲食店を応援するサイトQuemlin【ケムラン】. 2015. <https://quemlin.com/> (accessed 2020-03-27)
- Okunai Kanzen Kinen no Inshokuten o Oen Suru kai. [Okunai kanzen kinen no inshokuten o oen suru site Quemlin.] 2015. <https://quemlin.com/> (in Japanese) (accessed 2020-03-27)
- [11] 伊藤ゆり. 列島ランナー 屋内完全禁煙の飲食店を応援したい 煙らない美味しい飲食店紹介サイト「ケムラン」. 公衆衛生. 2019;83(9):701-705.
- Ito Y. [Retto runner okunai kanzen kinen no inshokuten o oen shitai kemuranai oishii inshokuten shokai site Quemlin.] The Journal of Public Health Practice. 2019;83(9):701-705.
- [12] ケムラン屋内完全禁煙の美味しい飲食店を応援する会. お店を禁煙にしてよかった. 2020. <https://quemlin.com/pickup/idea.html> (accessed 2020-03-27)
- Quemlin Okunai Kanzen Kinen no Oishii Inshokuten o Oensuru kai. [Omise o kinen ni shite yokatta.] 2020. <https://quemlin.com/pickup/idea.html> (in Japanese) (accessed 2020-03-27)